

登米市 消費生活通信

移転しました

2020年 創刊号

みなさん、「消費生活相談窓口」をご存じですか？

消費生活相談窓口は、消費者と事業者との間に発生した商品やサービスの契約に関するトラブルなどのご相談を受け、解決に向けた助言やあっせんを行っている行政機関の窓口です。専門の相談員がトラブル解決のためのお手伝いをしています。電話、あるいは対面での相談で、相談は無料です。不安なことや困ったことがあったときには一人で悩まず、お早めにご相談ください。

◆消費生活相談

たとえばこんな相談があります

- ・ハガキやメールで身に覚えのない請求がきた。
- ・無料の動画サイトをクリックしたところ、高額な料金を請求された。
- ・インターネットで商品を注文し代金を支払ったが、商品が届かない。
- ・借金の返済が難しくなった。



消費者庁イラスト集より

◆暮らしに役立つ情報提供

こんなこともしています

出前講座

地域の集会や会議等に出向き消費生活に関する身近な話題をテーマに、相談員による講座を行ったり専門の講師の派遣を行います。開催希望日の1か月前までにご連絡をお願いします。

啓発用教材

悪質商法の事例などを紹介した啓発用 DVD や消費者啓発用パネルなどを貸し出しています。

登米市消費生活相談窓口

南方庁舎内に移転しました！

登米市役所 南方庁舎 2階 市民生活課内 (登米市南方町新高石浦 130)

☎ **0220(58)2117(直通)**

月曜日～金曜日 (祝祭日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後4時30分

多重債務者無料法律相談ご案内

登米市では、多重債務問題の解決に向けて、毎月第4金曜日（7月・12月は第3金曜日）に迫町佐沼のにぎわいセンターにおいて、弁護士や司法書士による多重債務者無料法律相談を行っています。事前予約が必要ですので窓口までご連絡ください。

日 程	担当者	日 程	担当者
4月24日（金）	開発弁護士	10月23日（金）	及川弁護士
5月22日（金）	開発司法書士	11月27日（金）	柳渕司法書士
6月26日（金）	及川弁護士	12月18日（金）	開発弁護士
7月17日（金）	柳渕司法書士	令和3年1月22日（金）	開発司法書士
8月28日（金）	開発弁護士	2月26日（金）	及川弁護士
9月25日（金）	佐竹司法書士	3月26日（金）	佐竹司法書士

※ 担当者は変更する場合があります。最新情報については「広報とめ」「登米市ホームページ」をご覧ください。

借金の問題は必ず解決できます！ ぜひ、ご相談ください！

新型コロナウイルス 正確な情報をもとに冷静な対応を

新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した悪質商法にご注意ください！

見守り
新鮮情報

事例1 突然自宅を訪問してきた業者から、「**新型コロナウイルス**流行拡大の影響で金の相場が上がることは**間違いない**、すぐに**金を買う権利**を申し込んだほうが**いい**と**勧誘**された。(80歳代 男性)

新型コロナウイルス

正確な情報をもとに 冷静な対応を

事例2 業者から「**新型コロナウイルス**の感染を防ぐために、**行政からの委託**で**消毒**に回っている」と電話があった。翌日も同じ業者から電話があり「**新型コロナウイルス**感染防止の資料を**持参**したいと言われた。(80歳代 女性)



ひとこと助言

- 新型コロナウイルスに感染した消費者トラブルの増加が心配されています。
- 行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や勧誘、心当たりがない返済元からの怪しいメール・SMSなど、怪しいおかしな要求には反応しないようにしましょう。
- 少しでもおかしなと感じた場合や、トラブルに遭った場合は、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等に相談ください(消費生活ホットライン188)。
- 今後、新たな子口が現れる可能性があります。国民生活センターでは新型コロナウイルスにまつ関連情報を行っています(国民生活センター コファ、調べ検索)。怪しいいわきなどに混乱せず、正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です。

**冷静に
対応しよう**



国民生活センター 見守り新鮮情報より

相談事例

- ・「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている」等電話やSMSで根拠のない連絡があった。
- ・「行政から委託を受けている」等として電話があり、自宅を訪問しようとする。
- ・金の相場があがるとして、金を買う権利を申し込むよう言われた。

アドバイス

- ・不安をあおる悪質な相談事例が寄せられています。根拠のない話には耳を貸さないようにしましょう。
- ・怪しい場合には、委託したという行政機関に確認しましょう。
- ・不審な場合にはきっぱりと断りましょう。

こんなトラブルにご注意ください!

架空請求

- ・「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届き、電話をしたら弁護士を名乗る者を紹介され、指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて取り下げ料を支払った。
- ・大手通販会社の名前で SNS が届き、身に覚えがなかったが電話をしたら未納サイト料金を請求された。支払わなければならないか。

<アドバイス>

- ◆行政機関や実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。
- ◆連絡してしまうと個人情報知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。

定期購入トラブル

スマートフォンでサプリメントが約500円で購入できるという広告を見て申込み、商品を受け取った。最近になって再び同じ商品が届き今度は6千円以上になるとの請求書が入っていた。事業者連絡したところ、4回購入が条件の定期購入だと言われた。画面の下のほうに説明が書かれていたようだが、気づかなかった。

<アドバイス>

- ◆定期購入の契約条件によっては途中で解約ができなかったり、解約しようと事業者連絡しても、電話がつながらなかつたりする場合も多くあります。
- ◆商品を購入する前に、特に最終画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品はできるかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。

困ったときは、早めにご相談ください。

覚えておきたい クーリング・オフ

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売、キャッチセールスなど不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合、一定の期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。

クーリング・オフの方法

クーリング・オフは販売業者に書面で通知します。

- ・ハガキなどの書面に、右記の記入例を参考に記入し、両面をコピーします。
- ・「特定記録郵便」か「簡易書留」にて郵送する。
- ・販売会社宛てに送ります。クレジット契約をした場合には、クレジット会社にも同様の通知を出します。
- ・クーリング・オフ期間内に書面を発送します。

訪問販売・電話勧誘販売—8日以内
マルチ商法—20日以内 など

※お店や通信販売（テレビ、インターネット）などで購入したものはクーリング・オフの対象とはなりません。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社 株式会社××××
 営業所
担当者△△△△

支払った代金を返金し、商品を引き取ってください。

○年○月○日
○県○市○町○丁目○番○号
氏名 ○○○○（自分の住所・氏名）



消費者庁イラスト集より

クーリング・オフができるかどうか、また書き方・手続き方法がわからないときなどは、すぐに消費生活相談窓口までご連絡ください。

登米市消費生活相談窓口 ☎ **0220(58)2117**

相談窓口の電話番号が分からないときは

消費者ホットライン 「188(いやや!)」

もご利用ください。最寄りの相談窓口をご案内します（局番は不要です）